

第2回奈良市子ども・子育て会議支給認定・利用者負担検討部会の概要	
開催日時	平成26年5月23日(金) 午後1時30分～午後3時30分
開催場所	奈良市役所 中央棟6階 第1研修室
議 題	1. 支給認定(保育の必要性)に関する基準について 2. 利用者負担に関する基準について 3. その他
出席者	出席委員6人(欠席委員なし)・事務局9人
開催形態	公開(傍聴者:なし)
担当課	子ども未来部子ども政策課
議事の内容	
1. 支給認定(保育の必要性)に関する基準について 事務局より、平成27年度以降の保育の必要性の認定に関する基準の考え方について、資料1を基に説明を行った。	
〔質疑・意見の要旨〕	
亀本委員	<p>前回の会議で、国基準が低く設定されているのに現行通り96時間とするのはいかなるものか、という意見を述べました。本市の考え方のところ、国の方針の就労時間の下限に則った時間の設定を目指していくという一文が入りましたので、ぜひそれを実践していただくという方向で、引き続き検討をしていただきたいと願っております。</p> <p>子どもが障がい有する場合ということで、前回は基準案のところ「前提として」という前置きと「集団保育が可能な子どもに限る」とありましたが、できるだけケースバイケースで対応していただきたいという意見を述べました。特に子育てをしている保護者にとっては切実な思いがありますので、文言としては国の基準を踏襲するという事で、市の前提基準の敷居を低くしていただき感謝しております。</p> <p>保育の必要性の事由については、特に「⑩その他上記に類する状態と市が認める場合」という項目は非常に幅のある表現ですので、こここそパブリックコメントで市民の意見をしっかりと聞いた上で、対応できることは明記していく必要があるのではないかと思います。</p>
事務局	運用内容についても、今後改めて国から通知されますが、国から規則として定められてしまいますと、市でできる運用の部分は限られます。事務局としては、国から通知等でお示しいただいた内容に基づき判断した上で進めていこうと考えております。
部会長	国の方針通りなら構わないと思います。2ページ⑩では市が認める場合はよいということになっていますが、実際にはいろいろな事例があるかと

思いますので、そこをイメージをしていただき、切り捨てられることがないようにしていただければと思います。

事務局　今回、国から通知をいただいた中では、施行規則で示されるため、条例を制定する必要はないという解釈になってきました。他の基準は条例で定めなければなりません、保育の必要性の事由については、条例化は見送るということをご理解いただいていると思います。国はパブリックコメントまでは求めていませんが、この会議でご意見を賜っておきたいという思いで、この部分を今回入れさせていただきました。この会議でのご意見、また奈良市が今まで保育に欠ける要件を国の基準よりも広げてきたという部分がありますので、そこは大事にしながら今後も決めていきたいと思えます。

浜田委員　今の質問と答弁はよくわかりますが、今後、消費税が上がってきても実質人件費の3%くらいしか上がらないということですし、保護者としては利用者側の負担と受益の関係について、要求度が高くなってくると思えます。幼稚園も保育所もちゃんと運営しているのかということになりますので、第三者評価制度というものを今後検討されますか。そこまでは踏み込めませんか。

部会長　第三者評価はすでに今の保育所にもありますが、費用がかかり、それは園の負担になりますので、園が手を挙げてお金を払ってやると言わなければ行えません。

藤本委員　私どもの園においても第三者評価は絶対に必要だという思いは十分に持っています。費用はかかりますが、それを負担しても、皆さんにご覧いただくほうがよいと考えています。費用が思ったよりもかかりますので、度々はできませんが、確かに必要だと思えますので、私どもはやりたいという思いは持っています。

部会長　亀本委員のご意見はおそらくパブリックコメントで出てくることを精査したような内容だと思います。パブリックコメントについては、事務局に一任ということでお願いいたします。第三者評価のことは、国から受審しなければならぬと決めていただければよいですが、任意で自主性を重んじるということなので難しいと思えます。幼稚園ではありませんが、保育所ではある程度進んでいる状況です。

2. 利用者負担に関する基準について

事務局より、平成27年度以降の教育・保育施設の利用者負担の考え方について、資料2から4を基に説明を行った。

〔質疑・意見の要旨〕

浜田委員 新聞の報道によると、前回の資料4の100、101ページは、ほぼ現行の費用徴収基準のまま踏襲ということです。もし、このままだとすると、奈良市としては質の改善をしていくときにはどうするのか、答弁のしようがないかもしれませんが、いかがでしょうか。

事務局 奈良市の保育料は国の基準より相当低く、中核市の中でも下位です。基本的に国は5段階で、奈良市は8段階となっており、国の標準徴収額とは2、3割のかい離があります。そこは奈良市のイメージを大事にしながら進めていきたいと思っています。ただ一方で、包括外部監査の方からは、保育料を一定改善するようにご意見をいただいています。今後は10月から11月には歳入という形で予算要求の作業に入っていきます。その時点でいくらいただくのかという事務案を決めて予算要求をしながら、利用者負担の条例を3月議会にかけていく流れになろうかと思っています。当然、今までの保育園の保育料だけではなく、これから制度に入ってくる幼稚園の方も、市民税を中心にした一定の応能負担に変わっていきます。今までは所得税でみていましたが、これからは市民税という方向になっています。利用者負担に関する部会は、まだまだ続いていくかと思っていますので、今後もご意見をいただきたいと思います。

西山委員 幼稚園の就園奨励費については、奈良市は25年度の状況を勘案して適応するというのですが、将来的に国の方針が決定すれば、奈良市もその方針に従っていただきたい。奈良市の共通の子どもですので、平等の扱いをしていただくためには、現行で幼稚園就園奨励費というものがありますので、ぜひお願いしたいと思います。

事務局 幼稚園の就園奨励費に関しては、国が平成25年度、26年度に多子世帯について、保育所と同様に費用負担を考えていくという流れに段階的にされています。平成26年度については、国は所得制限の一定撤廃という形に示しておりまして、私どももその方向に進むと考えておりましたが、最終的な予算として平成25年度ベースという形になりました。ただ、平成27年度についてはこれほどの大きな制度改革がありますので、国の制度に則った形で進めるよう検討したいと思います。

部会長 ご心配されるように、今後の見通しは若干わかりませんが、できるだけ

<p>現行の同じ子どもとして取り扱っていただけたらありがたいと思います。</p>	
<p>3. その他 事務局より、次回会議の日程について説明を行った。</p>	
<p>資 料</p>	<p>【資料1】奈良市保育の必要性の認定及び保育の実施基準骨子（案）について 【資料2】公定価格・利用者負担の主な論点について（国説明会資料） 【資料3-1】公定価格の骨格案について（国説明会資料） 【資料3-2】公定価格の骨格案について（詳細版・国説明会資料） 【資料4】公定価格の仮単価のイメージについて（国会議資料）</p>